

鉄道事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 工事施行の認可
手続根拠 : 鉄道事業法第8条第1項
手続対象者 : 鉄道事業者
提出時期 : 免許の際に指定する期限まで
提出方法 : 申請書を作成し、管轄する地方運輸局担当課へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 鉄道事業法施行規則第10条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付してください。
申請書様式 : 工事施行認可申請書
記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

北海道運輸局鉄道部技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部技術課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部技術第一課、二課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部技術第一課、二課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1 ~ 2
中部運輸局鉄道部技術第一課、二課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2 ~ 3
近畿運輸局鉄道部技術第一課、二課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1 ~ 2
中国運輸局鉄道部技術課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四運輸局鉄道部技術課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1
九州運輸局鉄道部技術課	0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 0

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方運輸局担当課又は、鉄道局施設課

3. 手続情報

- 審査基準 : 鉄道事業法第8条第2項
標準処理期間 : 5月
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)